

平成 28 年第 3 回定例会 厚生常任委員会

平成 28 年 10 月 3 日

佐々木(正)委員

私からは、まず津久井やまゆり園で発生した事件について、何点かお聞きしたいと思います。

この世界を震撼させてしまうような凄惨な事件について、亡くなられた方々を送る会、これについて実施をしていくに当たって、御遺族への確認をして決定、判断をしてというようなお話があったところです。

そして、その後、9月15日、本部会議において、県が主催する送る会の開催は見送ることとしたというふうになったと思いますが、このときのそうなった経緯、御遺族のこの意向の確認はどのように行ったのか、そしてその結果として、どのような考えの下で見送ることになったのか、お聞きをいたします。

障害サービス担当課長

送る会の実施に当たりまして、一番に寄り添うべきは御遺族の気持ちということを考えておりました。そのため、19遺族のうち御訪問を御了解いただいた10遺族につきまして、かながわ共同会と共に戸別訪問をし、お線香を上げさせていただくとともに、送る会に対しましても御遺族の意向を県として直接確認をしてまいりました。御遺族の多くは、やっと落ち着き始めた状況であり、そっとしておいてほしいとお話しされており、送る会の開催につきましても、できるだけささやかに、家族会、津久井やまゆり園の利用者の方、同園の職員の方々、そういった内輪で静かに送っていただきたいと、そういった意向を示されておられました。

こういったことを総合的に勘案いたしまして、県主催の送る会につきましては、津久井やまゆり園事件再発防止対策・再生本部会議で見送ることといたしました。

佐々木(正)委員

様々な意見があったと思いますし、心情を考えると、そういうことで、今後御家族の御意向、御遺族の御意向を見守っていくということだと思っておりますが、将来は様々な検証とか行っていく中でも、やはりこの悲惨な凄惨な事件を風化させてはいけないと思うんですね。そういう意味からしても、こういう送る会などをですね、忘れないためにもやっていくことも必要だと思うんですが、将来は見通しとしてはいつかは行うのか、その辺、今の段階で分かれば教えていただきたい。

障害サービス担当課長

県としては、現段階では見送りをするというのを決定したところでございます。

佐々木(正)委員

御遺族のお気持ちを思うと、それを尊重しながら、やはり亡くなった方々の命の大切さを考えながら、それに屈しない神奈川をつくっていくためにも、必ずこの方々のためにも、様々な活動もしていかなきゃいけないし、送る会もどのような形でやっていけばいいのか、更に検討を重ねていただきたいと思

ます。

県独自の弔慰金、負傷された方々への見舞金の支給をすることを方針決定したんだと思うんですが、これを支給することとした理由と、この金額と支給方法についてお願いいたします。

障害サービス担当課長

弔慰金、お見舞金をお渡しする理由といたしましては、県として事件の犠牲になった利用者の方々に対する哀悼の意と、御遺族に対するお悔やみの気持ちを表したいということ、また、負傷された利用者の方々に対して、事件によって受けた重大な身体的・精神的な被害に対するお見舞いの気持ちを表したいということでございます。金額及び支給方法につきましては現在、検討中でございます。

佐々木(正)委員

それについてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続いて、8月18日のこの厚生常任委員会でも私から、障害者、またその御関係者に対しての理解が深まるとともに、今回の事件、凄惨な事件、優生思想というか、根底にそういうものが流れているような容疑者でもあり、そういう思想に対しても屈しない、そしてその思想に基づいた言動、行動に対して、神奈川県は屈しちゃいけないんだという姿勢で、知事からそういう宣言を出すべきだということを発言をさせていただいたところでありました。

そして、9月29日には、自民党のしきだ委員の質問に対して、ともに生きる社会かながわの実現に向けた基本的な方向性、方針を県全体で共有する宣言や憲章を検討していく、という答弁もあったところではありますが、その中で今回の事件については、民主主義の根幹を揺るがすような社会に対する攻撃であったというようにも捉えられるわけがあります。こういう行為に屈しないという強いメッセージを、この神奈川県が出していくべきであるということは私も強く思うわけではありますが、今まで、事件に対するものにどのような発信をしてきたのか、過去これまでの発信についてお伺いします。

障害福祉課長

今回の事件に対するメッセージということでございますけれども、まず事件当日、知事から県民の皆さんへのコメントを公表したところでございます。また、8月10日には、かなチャンTVにおきまして、ともに生きるかながわの実現を強力に推進していくというメッセージを知事から発信をいたしました。

さらに、事件から1箇月後の知事コメントと、あるいは県のたより9月号におきまして、障害者の理解促進に向けた知事メッセージを掲載したところでもございまして、また、県のたより10月号、今、発行したところでございますけれども、そこでも、ともに生きる社会かながわの実現をめざして、という企画面で記事を掲載をしているところでございます。

今後も、様々な媒体を活用して発信をしていきたいと考えております。

佐々木(正)委員

さきの本会議の代表質問において、我が会派の高橋議員から、真の共生社会の実現に向けてということで、知事から強いメッセージを発信することが必要

だというような質問をさせていただいたところです。知事からは、新聞広告によるメッセージの発信をしているという、そういう答弁があったわけでありま
すけれども、今回、追加提案された、ともに生きる社会推進事業の新聞を生か
した広報の実施のことなんですが、具体的にどのようなメッセージを出してい
くのか、想定しているのかについて伺います。

障害福祉課長

今回の補正予算案でお願いをしている、新聞を活用した広報でのメッセージ
ということでございます。

大きく2点あると考えております。1点目は、この理不尽な事件に決して屈
しない、ともに生きる社会を神奈川から実現していくという強力なメッセージ
を県内外に呼び掛けてまいりたいと考えています。

そして、2点目でございますけれども、来年度開催する予定の共生フェスタ
の開催、あるいは今年度、12月の障害者週間をきっかけに共感行動の呼び掛け
を計画しておりますので、そうした部分の広報を行っていくことによりまして、
共生社会の実現に向けた機運を醸成していく、そういった内容を掲載してい
きたいと考えているところでございます。

佐々木(正)委員

是非、強いメッセージを発信していただきたいと思ひますし、こういう思想
の下に起こされた暴挙に屈しないということが大事であります。受け身でなく、
前向きに攻めの共生社会といいますか、そういう強いメッセージを発信してい
ただきたいと思ひます。

県は憲章の策定を検討していくこととしておりますけれども、宣言なり憲章に
ついては、県民への強いメッセージを発信していただきたいなと思ひますが、
どのような内容を盛り込むべきと考えているのか、最後に局長にお伺ひします。

保健福祉局長

ともに生きる社会の実現に向けて、目指すべき基本的な方向性、あるいはそ
の方針を県全体で共有するため、宣言や憲章の策定を想定して、現在、その具
体的な内容の形式、あるいはその策定までの手続など、どのようなやり方が適
切かということ等について、県内部で検討しているところでございます。

宣言や憲章を策定する場合には、強いメッセージとなるよう、今回の事件が
二度と起こることがないように、ともに生きる社会かながわ、の実現を目指して
取り組んでいくということについて、多くの県民の皆様と思ひが共有できるよ
うな内容であることが大事であります。また、併せて、そのことがしっかり県
民に伝わるような内容にしていくこと、これが大切であるというふうに考えて
おります。そういう視点を大事にしなが、引き続き検討を進めてまいりたい。

佐々木(正)委員

是非、その実行を早くやっていたいただければと思ひます。

今、局長からそういう御答弁を頂いた中、やはり宣言なり憲章を行ってい
ったときに、今もおっしゃっていたとおり、その伝える力ですね。共有してい
く力というような意見があったと思ひますが、障害当事者の方々は今、物す
ごく危機感があつて、特に精神障害関係の団体の方々とお話をすると、やはり
今回のことによつて、精神障害をお持ちの方々がみんなそういうような行為を行

うんじゃないか、間違った考え方、捉え方をしてしまうということを危惧をされているわけです。

今回の事件をきっかけに、そういう関連する障害をお持ちの方々、当事者あるいは御家族の団体の方々が頑張るとするのは、もちろん大事なんですけれども、やはり無関心層、もともと関心がなかったり、そういう関係者と御関係のない方、県民の無関心層へのアプローチというのが私は大事なのではないかと、そこに焦点を当てていく、そういうことが共生社会なのではないかなと思うんです。

そういう意味で、そこへアプローチをしていくための今回の予算でもあると思うんですが、それについて、無関心層へのアプローチについてお伺いしたい。
障害福祉課長

委員おっしゃるとおり、今までは、例えばフォーラムを開催したり、あるいはパンフレットを作ったり、リーフレットを作ったりといった形で啓発活動をやってきたわけですが、なかなかそういった方法では届かない部分があったというのは確かだと思います。今回はその辺りを踏まえた形で、特に若い方をターゲットにしつつも、従来の普及体制の方法ではなかなか効果が届きにくかった部分を掘り起こすという意味で、新たな手法を使って普及啓発を展開していきたいと考えております。

佐々木(正)委員

新たな手法で、幅広くそういう無関心層ですか、無理解層にアプローチをしていくことが私は大事だと思っております。障害者団体の方々を守りながらも、そっちをやっていくのが県の役割だと私は思っています。

その上で、若者にも焦点を、プラスアルファで焦点を当てるということは大事なんですけど、やはり無関心層とか無理解層を考えると、若い方だけじゃないと思うんですね。やはり、生きてきた過程の中で、そういう方々との関係がなかなかない、あるいはもともとそういう関心がなかったという方々も多くいらっしゃるわけでありますので、若者だけに焦点を絞るというのではなく、幅広く、やはり総合的に様々なことにアプローチをしたりすることが大事なのではないかと思っております。その辺の考え方をもう一回整理してください。

障害福祉課長

おっしゃるとおり、ともに生きる社会というのは、障害者だけでなく、若者からお年寄りの方、それから子供も含めて、全ての方が自分らしく生きられる社会ということですので、全ての方が参加できるような形で当然ながら考えていきたいと。今回は、特に若者に焦点を当てながら、それに併せて既存の方法を使いつつ、できるだけ広い層に浸透できるような形で普及啓発事業を行っていきたいと考えてございます。

佐々木(正)委員

続きまして、地域医療構想についての質問に移りたいと思います。

今回、案を提出していただきました参考資料3の24ページに、前から少し指摘をさせていただいておりますが、糖尿病のデータの件です。

前回の地域医療構想については、①の患者の受療動向とそれから②の医療提供費の状況のみで、③がなかったんですね。がん、脳卒中、急性心筋梗塞とあ

るんですが、糖尿病についても、大変だけれども、何とか医療機関へのアクセス状況を記載すべきじゃないかということで投げ掛けをしていただきましたら、すごく頑張っていたくださりまして、記載ができたというのはすごく喜ばしいことで、評価をさせていただきたい。これは非常に大変だったのではないかなと思うんですが、できた経緯についてお伺いいたします。

医療課長

今、委員からお話しのとおり、24 ページに糖尿病のデータについて追加させていただいたところがございます。当然のことながら、これからの高齢社会が進展していく中で、糖尿病患者の増大が考えられるという中で、今まで、入院医療需要を中心に捉えてきて入れてきたところがございますが、在宅とか含めて、全体の地域医療構想を考えていく中ではデータも必要ですし、医療機関へのアクセスというところも、どのくらいで地域で皆さんが受療できるのかということも、数値的に見ていく必要があるかなということに加えていただいたところではあります。

入れるに当たりましては、いろいろなデータを集めて、担当の方で作業して、何とか案までまとめたという状況です。

佐々木(正)委員

その御苦勞には敬意を表するところではありますが、この構想をできるだけ実効性あるものにしていくために、今後もそういう努力を重ねていただきたいと思います。

この地域医療構想の全体を考えると、様々な質疑もあったわけではありますが、現場の各病院の病院協会、特に医師会、病院協会の先生方、経営関係の方々と、病院長とお話をさせていただくと、やはり将来の人口減少を考えると、急性期の病床を減らして、回復期・慢性期、特に回復期を増やしていくという現在の方向性になっていくと思います。今、それを移行していく構想はやはり机上であって、書面の紙ベースであると。

でも、将来は、地域医療を考えていくと、ベッド数をコントロールして、将来合ったものにしていかなければならないというのは分かるんですが、現実、診療報酬を考えると、急性期の方が取れるわけですね、診療報酬を多く。そういう急性期で病院経営を回している、そういう経営、病院側の事情がある。中小の病院になりますと、地域支援病院の指定だとか、がん診療連携拠点病院の指定ですとか、災害に対応する病院ですとか、様々な指定を取っている中で、診療報酬の点数が入ってきている中での病院経営になるわけですね。

回復期が中心になっていく、多くしていくということは、将来を考えると、人口も減るわけですから、急性期も少し減ってくるというのはあるんですが、回復期を増やしていくことは、個々の病院が経営を一生懸命やっている中で、理解していただくのにも大変なのではないかと思うところです。

そういう意味で、今、地域で様々な会議、検討会議が行われ、調整会議を行っているという説明をしていると思うんですが、現場の病院側の反応ということですか、意見にどういふものがあるか、お聞きします。

医療課長

今、御指摘ありましたとおり、この取組を進めるに当たって、現在の地域医

療構想の策定と、必要なデータを示して、各地域の医療提供体制の在り方というのを検討しておりますが、これ実際に進めていくには、そこから各医療機関の個々の自主的な取組につなげていくということが必要と考えております。

そのような中で、まだ各地域の中での意見としては、どうしても全体の数字とかを捉えると、必要病床数とか現状との関係性についての検討を含めて、例えば推計方法が違うというところを含めた懸念などが多い中で、これをどのような形で御理解いただいて各地域につなげていくか、非常に重要かと思っております。

一つは、それぞれの方に理解いただいた上で、自分のところの現在の患者さんと、将来の患者さんの動向をシミュレーションしていただくとか、経営の感覚を含めて検討し、取組につなげていく必要があると考えております。

佐々木(正)委員

特に、急性期を担ってくださっている病院については、やはりそういう地域の救急医療を担っているという自負もあるし、その病床等体制、人員配置も含めた体制を整えて、今があると。地域全体としてはバランスをとっていくことは大事なんですけども、一つ一つの病院の経営とか成り立ちを考えていくと、かなりそれを地域全体で見てやっていこうという理念は大事で必要なんだと思うんですが、個々を理解させて、そういうところに落ち着いてバランス良くしていただくという、かなりの労力も時間もかかるということですね。

ですから、今現在、急性期で特にやっているところなどがそれを理解をしていくためには、今後どういうふうにしていくのか。それから将来に個々の病院のシミュレーションをしていくには、医療コンサルとかそういう方々もかんでもらってやっていかなければならないと思うんですね。そういうことを病院側に気付かせてあげる、県の推進が必要だと思います。その辺の将来を見据えた病院経営、地域全体と個々の病院経営の将来を見据えた理解を深める体制整備についてどのように考え、推進していくのか、お聞きします。

医療課長

一つの取組といたしましては、今回の9月補正予算におきまして、地域医療構想普及啓発事業を入れております。具体的には、医療機関向けの地域医療構想のセミナーを予定しております。経営コンサルタント、あと病院経営者の方から、病院経営上の観点からの講義をしていただいて将来を考えていただくきっかけにさせていただこうと考えております。また、そういう中で、現在進めている例えば回復期の転換事業補助とか、県の支援策等も一緒に知っていただくというような取組を考えております。

また、現在、地域医療構想を皆さんに説明している中では、医療コンサルの団体の説明会でも説明させていただいたりして、そういうところから個々の病院の気付きの機会提供につなげていければと思っております。まずは御理解いただくところから進めていく方向でございます。

佐々木(正)委員

そういう進め方でいいとは思いますが、やはり自主的に改革、病院経営をしていかなければならないものと、かなりの決断も必要になってくる。この地域医療構想の方向性というのは悪くないと思うんですが、それをうのみにして、

例えば回復期を増やして急性期を減らしていった場合、病院経営が成り立たなくなってしまうたり、病院が傾いてしまうようなことがあってはいけないと私は思うんですね。

ですから、ソフトランディングをしていくことが必要な、そういう急性期を中心としてやっているような病院、比較的大きい病院にも配慮しながら、この地域医療構想が事実として地域の医療を担っていくための体制整備が必要だというふうに思っています。その中で、私は相模原市中央区選出の議員になるわけですが、個々に地域医療構想で地域ごとの課題とか施策の方向性とか、特徴があると思うんですけれども、相模原地域についてはどのような地域特性があるか、お伺いします。

医療課長

相模原地域につきましては、2025年の必要病床数は7,236床と推計されておりまして、現在の病床機能報告の数字から比較すると、約400床程度不足するというような推計となっております。特に、回復期病床が大幅に不足するというようなことが見込まれております。

地域特性といたしまして、やはり東部と、緑区の西部地域で、人口密度ですとか医療機関の配置に差があることが特徴となっておりますし、また、患者さんの受療動向を見させていただくと、隣接する東京都ですとか、あと県央地域への流出入が顕著であります。ただ、いずれの地域から見ても、流入超過という状況でございます。この辺、療養病床が比較的多いという中で、周辺地域からの患者さんを多く受け入れているというところが、特徴ではないかと思っております。

佐々木(正)委員

私もそのとおりだと思うんですね。

その上で、やはり県央地域と比べても逆な、ということですか。疾患別に見ると、医療提供体制の特徴はあるのかどうか、お伺いします。

医療課長

データを見ると、例えば脳卒中につきましては、くも膜下出血が地域で患者さんを診れている、自己完結率が62%と、比較的低いという状況で、これは東京都ですとか県央への流出超過となっております。

こういうところを見ていくと、これは一概にこれが良いとか悪いというものではなく、これからももっとデータをしっかり見ていく必要がありますが、高齢化が進むという中では、緊急性の高い脳卒中の患者さんとかを地域で診れるというような体制を考えていくということが課題と考えております。

佐々木(正)委員

こうした状況を含めて、私の地域である相模原地域の医療圏の推進について、どのように方向性として今後進めていくのか。例えば二次救急を担っていくという地元の相模原市の病院なり、そこに補助金を出している相模原市との連携を深めながら、調整会議等で積極的に方向性を示しながらも、御理解を進めていく必要があるというふうに思うんですが、地元市と団体との会議が、今後どのような方向性で進めていこうと話をしているのか。それで、具体的に出ている意見にどのように対応していくのか、聞きたいと思います。

医療課長

現在、地域医療構想調整会議におきまして、相模原市も入っているようですが、市の医師会、病院協会、また、医療関係団体の皆さんにも入っていただいて、検討を進めているところでございます。

そういう中で出てきている方向性といったしましては、まず先ほどの東部と西部の地域差というところでどう考えていくかという課題ですが、今後を考えますと、相模原市域につきましては、交通網の中で、例えば圏央道のインターやリニア中央新幹線の新駅ができるとか、こういう交通環境の変化で人口動態も変化するのではないかと。そこを見据えた長いスパンで動向を捉えながら、医療提供体制を考えていく必要があるだろうなという御意見を各関係市の皆さんからも頂いて、構想の中にも記載しているところでございます。

あとは、今後は当然のことながら、先ほどの病床整備という中では、回復期病床を増やすだけでなく、病床稼働率を向上させるとか、医療機関の連携強化を進めていくという中で、引き続き医療関係者の皆さんと課題を見据えた取組を進めていこうと考えております。

佐々木(正)委員

是非、これから発展的な変化がある相模原市域、リニア中央新幹線の新駅の建設も始まっておりますし、命の道路と言われているようなさがみ縦貫道路、これも災害時含めた、救急時も含めたそういう道路も供用が開始されているわけですので、そういうことを踏まえると、劇的に変化していく可能性もあると思います。

ですから、データのとり方も、ある時期一気に変わるかもしれないということ踏まえて、今後ともしっかりと地域医療構想が実効性あるものにしていただきたいと思いますが、最後に医療部長、どうでしょうか。

保健医療部長

今、委員御指摘のとおり、現在の地域医療構想というのは、現在想定されるデータでは推計しているものでございますので、リニアであったりとか、様々な要因がこの計画の中に関わってくるということによっていろんな変化が起きてくる、というのは当然予測されることだと考えております。

そして、今回、地域医療構想を各地域につくります地域医療構想調整会議の中で、毎年、病床機能報告制度などのデータも見ながら、毎年、どのような医療体制をつくっていくか、県と地域で話し合っ、その中ではこの医療構想からずれてくることも当然出てくるかと思っておりますので、そここのところは丁寧に修正しながら、そしてまず一度、病院や大学の先生方がしっかりと現状を認識できるよう、様々なデータを提示しながら、進めていきたいと考えております。

佐々木(正)委員

是非、答弁いただいたことを実行していただきたいと思っております。

続いて、動物愛護の取組におけるボランティアとの連携について、お尋ねしたいと思っております。

先日、我が会派で県の動物保護センターを視察させていただき、意見交換をさせていただいたところです。このボランティアの力、また、協働していくということが、物すごく動物保護センターにとって大切な、大事なことだという

ことでした。今、連携しているボランティアの数というのはどのくらいいるのか。それから、増えてきているのか、減ってきているのか。

動物愛護担当課長

動物保護センターと連携するために、登録していただいているボランティアの皆さんがいらっしゃいます。今現在、ボランティアの数、個人、団体含めて66 ございます。3年前の平成25年度当初は35 ございました。ですから、この3年間で31 増えている状況でございます。

佐々木(正)委員

このボランティアさんたちは、具体的にどのような役割をしてくださっているか、お伺いします。

動物愛護担当課長

ボランティアの役割ですけれども、大きく分けて三つございます。一つは譲渡ボランティアです。動物保護センターに收容された犬や猫を引き取っていただいて、必要に応じてしつけ等を行って、新しい飼い主さんを懸命に探していただいております。二つ目に、シャンプー・トリミングを行うボランティアがいらっしゃいます。この方々には、新しい飼い主が見付かりやすくなるように、センターに收容された犬にシャンプーとかトリミングを行って、きれいにしていただいております。三つ目は、普及啓発ボランティアです。動物愛護の様々な普及啓発のイベント等を行って、活動していただいております。

佐々木(正)委員

譲渡の推進ですとか、動物愛護の取組を進めていく中で、ボランティアの方たちとの連携というのはとても大事になってくると思うんですが、それを更に深めていただくためにも、このボランティアの方たちからの御意見、御要望をどのように聞いているのか。そしてまた、要望があったところについてはどのような対応をしているのか、それについてお尋ねします。

動物愛護担当課長

ボランティアの方々からの意見、要望等については、年1回、ボランティア連絡調整会議というのを動物保護センターで開催しております。この中で様々な意見、要望等を頂いております。また、このほか、ボランティアの方々はセンターによくいらっしゃって活動していただいておりますので、そのときに、必要に応じて随時意見交換を行っているところです。

そして、ボランティアの方々からの要望に対する主な対応としましては、一つはボランティアの方々が譲渡会を開催する場所がなかなかいいところがないということで、県庁公開日には本庁舎の敷地を、そしてあと保健福祉事務所においても会議室等を提供してまいりました。さらに、資金面で大分苦勞しているという要望に応えまして、今年度から新しい飼い主を探すまでに負担していただいている餌代、ワクチン代などの経費の補助、そしてセンターに收容された犬の譲渡を推進するために、シャンプーやトリミングをしていただくための経費の補助を開始したところでございます。

佐々木(正)委員

委員会でも、秋田県の動物保護センターの視察をさせていただきました。同じ時期に秋田県も動物保護センター、愛護センターという名前が変わるかもし

れませんが、そういう時期に新しくまた生まれるということでした。県のホームページを見ますと、神奈川の場合、動物たちが責任ある飼い主と生涯を幸せに暮らせるよう、人と動物との橋渡しができることを目指しているということが書いてあるんですが、そうしたことを目指す上で、今後、ボランティアの方とどう連携していくのか、理解を深めながら増やしていくのか、それについて最後にお伺いしたいと思います。

動物愛護担当課長

現在もボランティアの方々の御尽力によりまして、多くの犬や猫が責任ある飼い主に譲渡されているところです。こうした取組を更に進めるためには、委員お話しのとおり、ボランティアとの連携を更に深める必要があると考えております。

そこで現在、基本設計を進めている新しい動物保護センターでは、多目的に利用できるホールを造って、ボランティアの方が譲渡会や動物愛護のイベント等を県と一緒に開催して、譲渡の促進につなげられたらと考えております。

このほか、連携につきまして、今年度、神奈川県動物保護センターあり方検討会を引き続き開催しまして、その場で、新しい動物保護センターの事業など、ソフト面を議論していただく予定であります。このあり方検討会の委員には、学識経験者のほか、ボランティアの方々にも2名委員になっていただいております。こうした場で、ボランティアの方々に直接議論に加わっていただいて、ボランティアの方々とどのように連携し、動物愛護に関する事業を進めていくかを検討したいと考えております。

ボランティアとの連携につきましては、何よりコミュニケーションが大事だと思っております。私自身も、開催する譲渡会とかイベントに行きまして、直接ボランティアの方々から意見等お話をお聞きして、よく勉強させていただいて、更にボランティアとの連携を深めて、引き続き動物愛護の取組を実施してまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

是非、こういったような推進もしていただきたいと思います。

もう1点質問をさせていただきたいと思っております。津久井やまゆり園の方に少し戻りますけれども、9月14日に厚生労働省と一緒に国の検討チームが中間報告を取りまとめて、これを発表しております。

その中で、厚生労働省の通知が出ておまして、県がイニシアティブをとって取り組むべきだということで、防犯とかに関わる安全面、それから地元の警察とか社会福祉協議会、民生委員とか、そういうところとの連携が重要であるというような通知が出ていると思っております。

その中で、厚生労働大臣が、連携体制等の取組が進んでいると言われております兵庫県を訪問されて、精神保健医療体制の推進ということで視察をされたということも報道されております。兵庫県のこの医療体制の推進について、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

がん・疾病対策課長

先日の中間報告の時点で、精神科病院の措置入院歴があるこの容疑者について

て、精神科措置入院についてももう少し制度を整える必要があるのではないかと
というような意見が出されておりました。

兵庫県の医療体制については、兵庫県の洲本保健所の所長のお話を聞いたこ
とがありますが、措置入院の措置解除後のフォローアップについて、兵庫県で
はガイドラインを設けて実施されているということです。ただ、その後、措置
解除後にフォローアップをしているにもかかわらず、殺人事件を引き起こして
しまったというような状況がございましたので、今後、そのガイドラインにつ
いて見直しをすると。措置解除を行った自治体、それから例えば転居した後の
自治体との連携を深めるというようなことを、これから制度を整えていくとい
うようなことを、厚生労働大臣が視察に行ったときに報告しているというよ
うなことを聞いております。

さらに、措置入院後の体制について、第三者機関を設けて、措置入院の解除
について妥当かどうか検討するというようなことを、新聞報道等で確認して
おります。

佐々木(正)委員

兵庫県の医療体制の推進ということで、措置入院患者が退院後、必要な医療
を中断せずに地域で暮らせる支援体制の整備に向けてという、この体制整備で
もまだ完璧ではないというようなことだとは思いますが。神奈川県も今後、警察、
医療機関、御家族も含めて、地元の市役所も含め、そういう転居前と転居後の
支援状況などを強化していく必要があるんじゃないかと思いますが、厚生労働
大臣もそれぞれ視察していますし、完璧じゃないとしても兵庫県の事例もある。
神奈川県も今後そういうことを整えていく必要があるんじゃないかと思いま
すが、御意見を伺えますか。

保健医療部長

兵庫県の事例は、国の検討会の方でも事例として御紹介いただいております
けれども、やはり犯罪防止を目的としているものではなくて、精神障害者の患
者さんが、例えば入院されて、そして地域に移行するときに、その支援につ
いて決めているものと承知しております。ただ、やはりそこで悲惨な事件が起
きたということで、それを加味しながら、どうやって地域に移行していくかとい
うことを検討されて、議論などを進められているというふうに伺っております。

ただ、やはり防犯という観点も受け止めなければいけないということに関し
ましては、措置が解除された方が、犯罪を起こしそうだとかそういうことでは
なくて、地域でしっかり生きられるような形での防犯の視点を加味して、全国
的に同じようなレベルの体制をつくっていくべきだと考えております。

佐々木(正)委員

最後に、要望ですけれども、今、部長がおっしゃってくださったとおりであ
ります。冒頭にも申し上げましたとおり、精神障害を患った当事者や御家族
を含めて、今回の事件で、逆に精神障害の方々が危惧していることは、精神障
害を持った方で一生懸命頑張って、また社会に復帰したり、頑張っている方が
いっぱいいるわけです。その方々がこういう事件があったことによって、更に
その無理解、誤解、そういうことが助長されるんじゃないかというようなこと
を危惧されているわけでありますので、そういうことも踏まえた上で、防犯体

制を含めた地域の連携を強化して、そのような措置後の方にどういように紹介をしていくのが一番その方にとって不利にならないかということも勘案しながら、体制整備をしていただきたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。